

## カルテ等の開示を希望される方へ

当院は、患者さんの病気について充分説明するよう努めていますが、診療内容についてもっと詳しくお知りになりたい方は、カルテやレントゲン写真などを医師の説明とともに閲覧したり、コピーを受け取ることもできます。

医師と情報を共有することにより、より良い診療がなされることを目的としておりますので、原則として開示は患者さんご本人を対象としております。

詳しくはこのパンフレットをお読みのうえ、わからない点はお尋ね下さい。

### 取扱窓口は

- ・ 1階「医療相談室」です。
- ・ 平日 午前9時から午後4時30分  
土曜日 午前9時から午前11時30分  
(第1, 3, 5)

### 閲覧やコピーを交付できる記録は

- ・カルテ、検査成績表、看護記録、レントゲン写真などです。

### 閲覧やコピーの交付をうけることができる方は

- ・患者さんが成人で判断能力がある場合は、患者さんご本人。
- ・患者さんに法定代理人がある場合は、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によってはご本人。
- ・患者さん本人から代理権を与えられた親族。
- ・患者さんが成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者さんの世話をしている親族およびこれに準ずる縁故者。
- ・患者さんが死亡している場合は相続人、遺産管理人、その他法令の定めにより患者の死亡に関し法律上の利害関係を有すると認められる者。

[注意]カルテ開示にあたっては対象者の確認を、運転免許証、健康保険証、学生証、パスポート等公的機関発行の書面によって行います。

## カルテ等の開示を求める手続きは

- ・患者さんご本人の場合は「診療記録等の開示申請書」に必要事項を記入して提出して下さい。
- ・患者さん以外の方が申請する場合は、「診療記録等の開示申請書」と、患者さんご本人の署名による「委任状」が必要です。記入事項に重複がありますが、ご面倒でもご記入お願い致します。

## 手続きが終わった後は

- ・申請書や委任状は一旦お預かりいたします。
- ・後日、病院から通知書が届きます。
- ・通知書には閲覧やコピーができる記録の種類などが記載されていますのでご確認ください。
- ・開示する日時、開示場所等が記載されていますので、指定事項は必ず守って下さい。ご都合つかない場合はお早めに窓口までご連絡願います。

## 開示が決まったら

- ・開示当日に説明を受ける方は申請者お一人です。(原則として患者さんご本人、または、代理人の方)

## カルテ開示に伴う費用は

- ・開示手続き費用とカルテやレントゲン写真のコピー代(別紙)を請求しますので、会計窓口でお支払い下さい。

申請書が提出されても開示できない場合があります。  
詳しくは相談窓口までお尋ね下さい。